

奈良時代の太上天皇と天皇

水野 柳太郎

一 太上天皇の検討

奈良時代の太上天皇について、まず疑問が生じたのは、『統日本紀』慶雲四年（七〇七）七月壬子条に記されている元明天皇即位詔に、

藤原宮御宇倭根子天皇丁酉八月不、此食国天下之業乎
日並知皇太子之嫡子、今御宇留豆天皇不授賜而並坐而、
此天下乎治賜乎諧賜賜歟。

とある、太上天皇と天皇の関係についてであろう。古く、本居宣長は『統紀歴朝詔詞解』において、

○並坐而云々は、文武天皇に授け給ひながら、持統天皇も、太上天皇とましまして、なほ相並ばして、ともに政きこしめししよりなり。

としているが、太上天皇と天皇との関係の本質について触

れるところはなかった。本居宣長には、讓位した天皇すなわち太上天皇の権能については、考える術がなかったと思われる。この後も、讓位した天皇は天皇大権を放棄しているとして、深く追求されることなく、院政の開始によって太上天皇が政治に関与するようになったとされていた。この点について、岸俊男氏は、皇権の所在を考えて、元明天皇が太上天皇となっても皇権を掌握していたと論証され、これが契機となって通説は大きく変化した。

しかし、その後もいわゆる「不改常典」の検討を通じ、あるいは太上天皇との政治情勢との関連を通じて検討されてきた。最近に至って、春名宏昭・橋本義則両氏は、嵯峨天皇の讓位を契機に、太上天皇の性格が変化したとしておられる。春名氏は、奈良時代の太上天皇が天皇とともに天皇大権を掌握していたされたが、奈良時代の両者の関係は

なお明瞭ではない。

奈良時代の太上天皇と天皇の関係は、古く『続日本紀』に示されていたが、これまでの諸刊本は本居宣長が『統紀 歴朝詔詞解』に誤って行なった本文校訂に従っていたために見逃されていた。この校訂を修正すれば、『続日本紀』の用字によって、太上天皇と天皇の関係を具体的に考察することができるといえる。

二 史料の指摘

奈良時代の太上天皇と天皇の関係を示す史料は、『続日本紀』の二つの宣命に見られる。この関係部分を、古くは金沢文庫に伝えられていた『蓬左文庫本』により、字体は通用のものに改め、明瞭な誤字を括弧の中に訂正して引用すると、第一は、卷九神龜元年（七二四）二月甲午条の聖武天皇即位詔のなかに、

甲午。受禪即位於大極殿。大赦天下。詔曰。（中略）
去年九月、天地祝大瑞物顯来_来、又四方食国_乃年実豊_不
牟俱佐加_尔得在_止見賜而、随神_母所念行_尔、于都斯_久皇

朕_實御世_当、顯見_物者不在。今將副座御世名_予記而
應来_留物_尔在_良所念坐而、八神龜_二字御世_乃年名_止
定_氏、改養老八年為神龜元年。（下略）
とあり、第二は、卷廿四天平宝字六年（七六二）六月庚戌
条に、

庚戌。喚集五位已上於朝堂。詔曰。太上天皇御命以_乃
卿等諸語_止宣_久。朕御祖太皇后_乃御命以朕_尔告_不岡宮御
宇天皇_乃日繼波加久_{、絶}奈_奉為。女子_能繼_尔波_在母_止欲令_副止
宣_、此政行給_、加久為_、今帝_止立_、須麻_比久流間_尔宇
夜也_久相從事_、无_、斗卑等_乃仇_能在_言期_、不言_、辭_母言
奴不為_、伎行_母為_、奴。（下略）

とある。
この二つの記事の中で、校訂に問題があるのは、神龜元年詔の「今將副座御世名」、天平宝字六年詔の「欲令副」とある中の「副」である。

この二箇所は北川和秀氏編の『続日本紀宣命』と『続日本紀 新日本古典文学大系』の校注によると、諸写本にはすべて「副」となっている。しかし、本居宣長の『統紀 歴朝詔詞解』以来、校注が完備するものは少ないが、上記の二本を含め、すべてが「副」と「副」に改められている。

『統日本紀』の諸刊本には、「副」を誤字として「嗣」に改めた例はかなりあるが、藤原広嗣・石上宅嗣など誤字と判明するものが多い。僅かに二例ではあるが、ともに宣命の中で皇位継承に関する部分にあるから、「副」のままの意味が通じるか否かは慎重に検討するべきである。

三 『統紀歷朝詔詞解』の校訂

『統紀歷朝詔詞解』には、神龜元年詔について、

○今將嗣座御世名^テ 皇太子の御世を詔給ふ也。御世

名は年号也。嗣の字、諸本副に誤れり。今改。

とあり、天平宝字六年詔についても、

○欲令嗣、令字、一本命に誤る、嗣字、諸本副に誤る。

というのみで、改訂の根拠は本居宣長の判断にすぎない。

立野春節校訂による明暦三年（一六五七）の版本や、本居宣長の『統紀歷朝詔詞解』に見受けられるが、校訂者や理解し得ない語句を自己流に改めることが多い。刊本を利用する場合には、この点に注意する必要がある。

上掲の天平宝字六年詔に、

朕御祖太皇太后^乃御命以朕^尔告^之岡宮御宇天皇^乃日繼波加久^乃絶^止奏^奉為^之。女子^能繼^承在^止欲^令副^止宣^旨、此政行給^敷。
とあるのについても、本居宣長は、

○止宣^旨、印本止^ノ字を脱せり。今は一本に依れり。さて岡宮云々よりここまで、むかし聖武天皇のかく詔給ひて、孝謙天皇を立^テ給へりしよしなれば、此宣^旨は聖武天皇の詔給へるなり。さて其を孝謙天皇に告給へりしは大皇后なれば、大皇后のかくのごとく告げ給へりしよしの結びの言も有るべきに、其言なければ宣^旨といふこと、大皇后の宣給へるに混ひて聞ゆるを、こは例の行^キ越^シていへる文也。其よしは猶次にいはむ。

○此政行給^敷は、孝謙天皇の御みづからの御事にて、朕^レ天皇と立^テて、此天下の政を行ひ給ひきと詔給へる也。上文宣^旨よりのつゞきを以て見れば、聖武天皇の孝謙天皇を立^テて天皇となし給へる事をかくいへる如と聞ゆれども然らず。さては此政といふ言、穩ならず。何事をさして詔給へりとも弁へがたし。そもそも此ところの語は、いふべき言を多く省きて、前へ行^キ越^シたる文にて、それを今具にいはゞ、はやく大皇后の朕に告聞せ給へるやう、むかし聖武天皇の、云々と宣

又、汝命を立てて位を授け給へりしぞと告聞せ給へり。

朕は件のゆゑよしを以て天皇となりて、年ごろ此天下

の政を行ひ給ひしぞと詔へるなり。

として、原文には太皇后（光明皇太后）の言とあるのを、
「そもそも此ところの語は、いふべき言を多く省きて、前
へ行越たてる文にて、」と判断し、聖武天皇の言葉を伝える
光明皇太后の言葉としている。これは、皇位の決定が藤
原氏出身の光明皇后になし得るはずはなく、聖武天皇でな
くてはならないとする先入観による解釈とする以外には考
えられない誤りである。

「副」を「嗣」と改めたのも、讓位した太上天皇が主で
あり、新たに即位した天皇が副であるとは考え得なかった
のであろう。本居宣長の解釈は、彼が想定した奈良時代像
が先行していて、時代の実態を帰納的に証明するものでは
なかった。最近の成果である『新日本古典文学大系本』の
注には、『統紀歴朝詔詞解』における改訂を認めないでも
理解し得ると指摘する例がかなり多く見受けられる。

四 「統日本紀宣命講」の校訂

金子武雄は、『統日本紀宣命講』⁵⁾において、神龜元年詔
の「将副坐」を「将嗣坐」としているが、本文の頭注には
校訂を示さず、【訓読】と【語釈】にも指摘がなく、【通
釈】に「嗣がうとして居られる」とするのみである。

天平宝字六年詔については、本文の頭注には、

欲令嗣 令、原作命、抛印本改、 嗣、原作副、抛詔
詞解改

と本居宣長の校訂によっているが、【訓読】では、

○欲令嗣 「欲」の字は助動詞「む」をあらわすもの
であろう。ツガシメムと訓む。

としている。

【語釈】においては、本居宣長の聖武天皇の言を光明皇
太后が伝えているという見解を否定して、

○此の政行ひ給ひき 宣長は「(引用上掲)」と述べて
いる。しかし、「政」といふのは必ずしも所謂「政
治」の意味ではなく、天つ日嗣の次を定められるのも
それである。聖武天皇の立后の宣命（天平元年八月壬
午詔）のなかにも、「今めずらかに新しき政にはあら

ず、」とあったが、その「政」も立後の事を指して居られるのである。これはやはり光明皇后の御処置と考へるべきであろう。但し、此の文の次あたりに、恐らくかなりな文の脱落があるのであるうと思はれる。さうでないとして下文との意味の上での連絡がつかかねるのである。

と云い、【通釈】においても、

太上天皇（孝謙）の天命を以て、卿たち皆々に語りへとて仰せ下されるには、朕が御祖大皇后（光明）の天命を以て朕に仰せられたことには、^明「岡宮に在つて天下をお治めなされた天皇（草壁皇子）の日嗣は、この俣では絶えようとする。女子の後継ではあるけれども、あなた（孝謙）に嗣がしめよう、」と仰せられて、此の事を行はれたのであった。「脱文」かやうにして、朕（孝謙）は今の帝（淳仁）を位に立てて、（下略）

としている。このなかの脱文の存否はその後無視されて、『続日本紀宣命講』の解釈を受継ぎながらも、光明皇太后の言を孝謙天皇の即位に関するものであるとして、宣命の文章が処理されている。

たとえば、『東洋文庫 続日本紀3』⁶は、

太上天皇（孝謙）のお言葉をもって、卿たち皆に語り聞かせるようにと仰せなさるには、朕の母上の大皇后（光明）のお言葉をもって朕にお告げになるには、「岡宮で天下を統治された天皇（草壁皇子）の皇統は、このままでは途絶えようとしている。（それを防ぐために）女子の後継ではあるが、（聖武のあとを汝（孝謙）に嗣がせよう）」と仰せになり、「それをうけて朕は」政治を行なったのである。こうして（朕は淳仁を）今の帝として立てて、（下略）

と、ほぼ『続日本紀宣命考』と殆ど同文で、『講談社学術文庫 続日本紀（中）』⁷も、

太上天皇（孝謙）のお言葉として、卿ら皆に語り聞かせるように仰せになるには、朕の母上の大皇后（光明）のお言葉をもって、朕にお告げになるには、「岡宮で天下をお治めになった天皇（草壁皇子）の皇統がこのままでは途絶えようとしている。それを避けるために女子ではあるが、聖武のあとを汝（孝謙）に嗣がせよう」と仰せになり、それを受けて朕は政治を行なったのである。こうして朕は淳仁を今に帝として立てて

（下略）

と、これも『続日本紀宣命考』とほぼ同じで、ともに脱文の存否には無関心である。

五 副の解釈

これまで主として問題とした天平宝字六年詔は、淳仁天皇の行為を指弾するものであるから、そこに孝謙天皇が自身の即位の経過を述べる必要はない。光明皇后の言を孝謙天皇の即位に関するものとすれば、金子武雄の見解のように、その後には淳仁天皇の即位に関する脱文を想定する必要がある。

光明皇后が、このような言を孝謙天皇に述べたとするならば、その時期は天平十年（七三八）正月の孝謙天皇立太子のときか、天平勝宝元年（七四九）七月の聖武天皇讓位に際してのことにならう。しかし、このころ聖武天皇が発言できないほどの病状であったとは思われないから、光明皇后が聖武天皇の言を伝えたと考えるべきではない。

この光明皇后の言は、聖武天皇が崩御するときに遺詔して立太子させた皇太子祖王を廃して、淳仁天皇を立太子させ即位させたことを意味するものと考えると、脱文を想定

する必要なくなる。

この私見に対し疑問が生ずるのは、「女子の継には在とも」とある部分であろう。これを「女子の継ぎてには在れども」と読み、「男子が皇位を継承するべきであるのに」と解するものが多い。聖武天皇の後継者として、岡宮御宇天皇すなわち草壁皇子の子孫には後を嗣ぐべき男子がいないから、女性ではあるが孝謙天皇を即位させるといふのが従来の「副」を「嗣」と改めた文章による解釈で、通説を認めるならば、私見の成立は困難である。

ここは、「女子の継ぎには在るとも」と読むのが適當ではないかと思われる。この文章は全体として、「太上天皇となる女性の孝謙天皇に副って天皇となることを、淳仁天皇本人は如何に考えるかはともかくとして即位させる。」と意識し得るのであろうか。つまり、

岡宮天皇の日継は、〔孝謙天皇のが讓位して即位させる聖武天皇の皇子はいないから、〕絶えようとしてい
る。女性の天皇の後継ぎであるから、〔淳仁天皇はど
う考えるかは知れないが、孝謙天皇を讓位させて、〕
副わせようと思うと云って、この〔淳仁天皇を即位
させる〕措置をとられた。こうして、〔淳仁天皇を〕

今の天皇と立ててきたが、「淳仁天皇は」無礼な言動をおこなった。(下略)

となる。さらに憶測が許されるならば、「この措置は光明皇太后が行なったもので、自分は必ずしも満足していなかった。そうであるのに、」というような孝謙天皇の不満の意も、言外に汲み取り得ると思われる。

これまで問題にしなかったが、神亀元年詔の「將嗣坐」も、「副いまさむ」と読んで、問題はないと考えられる。このときには、元正天皇が讓位して太上天皇となり、聖武天皇がこれに副うのである。

このように、「副」を「嗣」と改めることには根拠がなく、「副」は太上天皇と天皇との関係を具体的に示しているとして差支えなからう。天皇が「副」であるとするれば、太上天皇を「正」または「主」とすることになる。便宜上讓位した太上天皇を「正」とするのに躊躇を感じるので、「主」と表現し、太上天皇が上位にあり、天皇が下位にあることを表現しておく。

この意味の「副」の用例を『続日本紀』に求めると、天平七年(七三五)五月丙子条に、

丙子。制。畿内七道諸国、宜除国擬外、別簡難波朝廷

以還譜第重大四五人、副之。如有雖无譜第、而身才絶倫、并劳効聞衆者、别状亦副、並附朝衆使申送。其身限十二月一日、集式部省。

とある二例の「副」を挙げておくのが適當であろう。

諸写本の原文に従って、神亀元年詔の「副」をそのまま認めるならば、慶雲四年(七〇七)秋七月壬子条の元明天皇即位詔に、「授賜而、並坐而此天下^予治賜^比諸賜^駁。」というのは、持統太上天皇が主となり、文武天皇が副となって政治を遂行したということになり、持統太上天皇と文武天皇との関係が理解できる。

太上天皇の讓位時と天皇の即位時の血縁と年令の関係を比較すると、次のようになる。

持統太上天皇	祖母	五十三歳	文武天皇	孫	十五歳
元明太上天皇	母	五十五歳	元正天皇	娘	三十六歳
元正太上天皇	伯母	四十五歳	聖武天皇	甥	二十四歳
聖武太上天皇	父	四十九歳	孝謙天皇	娘	三十二歳
孝謙太上天皇		四十一歳	淳仁天皇		二十六歳

孝謙太上天皇は淳仁天皇の従兄の孫にあたる。

淳仁天皇は孝謙太上天皇の祖父の従兄にあたる。

このように、多くは年令のみならず親等においても太上

天皇が上位にあるから、主と副の關係が生ずるのも当然である。それゆえ、太上天皇が主となり天皇が副となる關係を考へて讓位したのは、持統天皇に始まるとするのが妥当であろう。ただし、孝謙太上天皇と淳仁天皇の場合は、年令の上下に限られて、親等は淳仁天皇が上回っている。

六 太上天皇の權能

讓位の後にあつても主となる太上天皇が、政務のすべてに關与したとする必要はない。前掲した天平宝字六年詔の引用の後に見える淳仁天皇に残した「常祀利小事」と、孝謙太上天皇が行なうと云つた「国家大事賞罰二柄」のように、日常的な政務や繰返される祭祀行事などは天皇が実行し、重大な決定には太上天皇と合意の上でなされたとしてよからうし、天皇が年令を加えるにしたがつて処理する範圍が増していったと考えられる。淳仁天皇は、何時からかは明らかではないが、天皇大權の全てを行使していたのであろう。

太上天皇が天皇大權を保持し行使していたことは、春名氏が指摘しておられるが、元正太上天皇がその權能を行使

した例としては、『統日本紀』天平十九年（七四七）五月庚辰条に、

庚辰。天皇御南苑觀騎射走馬。是日、太上天皇詔曰。昔者、五日之節、常用菖蒲為纒。比來已停此事。從今而後、非菖蒲纒者、勿入宮中。

とあるのを挙げることができる。「比來已停此事。」というのは、それが流行らなくなったというのではなく、停止を命令されたと解される。些細な事のようにであるが、元正太上天皇の意志に反する措置の撤回を命じた記事で、太上天皇の權能行使の例として注目される記事である。

元正太上天皇については、『統日本紀』卷卅神護景雲三年（七六九）十月乙未条の宣命に、「新城乃大宮亦天下治給之中豆天皇」すなわち元正天皇の「後乃御命」つまり遺言が引用されたなかに、

如是在人等破朕必天翔給天見行之退給比捨給比岐良比給牟物會。天地乃福毛不蒙自。

とあつて、聖武天皇と孝謙天皇に忠誠を尽くさない者への警告が、強い語調で記されている。この詔は、称徳天皇が皇太子を立てない理由を述べたものであるから、この通りの発言が元正天皇の遺言にあつたか否かは疑問であるが、

強い権威を保持して権能を行使する太上天皇の面影を見受けることができる。

七 太上天皇の創始

持統天皇以前にも、崩御した天皇の後継者が直ちに即位することに困難な事情がある場合、近親の女性が政務を見る、あるいは即位する前例があった。『日本書紀』の記載によると、全てが事実か否かは明らかではないが、清寧天皇崩後の飯豊青皇女の臨朝秉政、推古天皇の即位、皇極天皇の即位と齊明天皇の重祚、天智十年（六七二）十月庚辰条と天武即位前紀四年（六七二）十月庚辰条に見える天武天皇の太后（倭姫）即位と大友皇子立太子の提案などがそれである。

また皇位は必ずしも直系に継承されるとは限らず、近縁者を含めて適当な年令の人物に継承されていた。その際に皇女と結婚していることが有力な条件であったらしい。適当な年令とは、村井康彦氏が述べておられるように、およそ三十歳であったとするのが適当であろう。

持統天皇の称政は、二十四歳の太皇皇孫の謀反を押さえ

て、まだ二十五歳で妥当な即位の年令にやや足りない草壁皇太子の地位を守るために行なわれたとしてよからう。しかし、草壁皇子よりも一歳若い太皇皇孫に即位の可能性があったとすれば、なぜ草壁皇太子が直ちに即位できなかったのか不審である。持統天皇の姉太田皇女所生の太皇皇孫を正統とし、その見識に期待して、草壁皇太子の即位に不満をもつ皇族や貴族が多かったのかも知れない。さらに、太皇皇孫を処分した後も持統天皇は称制を続け、草壁皇太子を即位させなかった意味も明瞭ではない。あるいは病身であったためかと思われる。

滿二年余に及ぶ太皇皇孫の葬儀が終わったが、持統三年（六八九）四月には、草壁皇太子が二十八歳で薨去した。翌年正月元日に持統天皇即位している。持統天皇は、草壁皇太子の即位まで中国の例に倣い「垂簾称制」を続けようとしていたのか、即位して崩後に即位させるつもりであったのはか明らかではない。いずれにしても、持統天皇の計画は草壁皇太子の早世によって破綻をきたしている。

ここで、持統天皇の血統に生まれた男系の男子を見ると次のようになる。

草壁皇子 持統三年（六八九）薨 二十八歳

文武天皇 慶雲四年 (七〇七) 崩 二十五歳

聖武天皇 天平勝宝八歳 (七五六) 崩 五十六歳

皇子(基王) 神龜五年 (七二八) 薨 二歳

安積親王 天平十六年 (七四四) 薨 十七歳

持統天皇の血統には、男系の男子の数も少ない上に、同時に兄弟が並ぶこともなく、聖武天皇を除いては三十歳を越えて生存するものもなかった。それゆえ、持統天皇系には兄弟間の皇位継承を選択する余地はなく、見掛けの上では草壁皇子・文武天皇・聖武天皇と敵子による皇位継承が行なわれた。これが皇位継承の本質であるかのような見解もあるが、結果から見ると偶然の所産で、文武天皇以前と桓武天皇以後の皇位継承は、それを嫡長子に限るとする意識の存在を示していない。

持統天皇が草壁皇太子薨去の後に即位したのは、皇位継承に不確定な要素があるとき、女帝が立つ慣例にしたがったといえる。従来と異なる点は、草壁皇太子の実子文武天皇の即位を期待したことであろう。その持統天皇が、讓位して文武天皇の即位を確実にしようと、何時から構想していたかは明らかではない。

文武天皇の立太子は、持統十年(六九六)七月に高市皇

子が薨去した後、約半年の翌年二月である。それまで文武天皇を立太子させなかったのは、太政大臣高市皇子の存在を考慮してのことか、持統天皇の崩後に文武天皇が即位できる保証はないとしてなのであろうか。文武天皇を持統天皇の生前に即位させて、既成事実を作り上げたのが立太子から約半年の八月一日であるから、讓位の構想が確定した時期の下限を高市皇子の薨後とするほかはない。

天皇が後継者の決定に大きく左右し得たことは、天皇の意志が殆ど実現していることから明らかである。文武天皇立太子に際して、皇族を含む会議が開かれ、議論が別れたと『懷風藻』の葛野王伝に記されている。しかし、恐らく持統天皇の意志を付度したであろう葛野王の発言によって、文武天皇は皇太子に立てられ、引続いて即位した。

文武天皇の崩御に際して皇后にならなかった元明天皇が即位したのは異例で、文武天皇の遺詔により実行された。元正天皇も未婚の皇女であって、異例の即位が元明天皇の讓位詔によって実現した。聖武太上天皇は、遺詔によって新田部親王の子道祖王を皇太子とした。道祖王が人格にかけるとして廃太子された後、藤原豊成等の高官を集めた会議が開かれて候補者が推薦されているが、孝謙天皇の意志

を聞くべきであるとする藤原仲麻呂の発言があり、孝謙天皇が淳仁天皇を指名すると、異論なく承認されている。

しかしながら、天皇の後継者選定は、無限定に行なわれたのではない。甚だ特殊な例ではあるが、称徳天皇は、宇佐八幡の神託を理由に道鏡に譲位しようとした。これに対して、和氣清麻呂が同じ神託により否定して処罰された。

その後も道鏡の即位が行なわれなかったのは、表面化しなかったにせよ皇族や貴族層の反感が強く、譲位を強行し得なかったことを表していると考えられる。

持統五年（六九一）正月から神亀元年（七二四）二月まで、女性を含む皇族や高級貴族に大量の食封を、何度も賜与している。これには、「淨御原令」と「大宝令」の禄令施行の記事も含まれていると考えられているが、持統天皇の即位以来の異例の皇位継承に対する不満を緩和する意味を持つものも多いと思われる。

持統天皇の意志が明らかにになると、正面からの反対はなく、文武天皇の了承された。しかし、これはあくまで異例であって、元明天皇は慶雲四年（七〇七）七月の即位詔において、元明天皇即位を遺詔した文武天皇について、

関^母威^敷藤原宮御宇倭根子天皇丁酉八月^尔、此食国天下之業^乎日並知皇太子之嫡子、今御宇^留天皇^尔授賜而、並坐而此天下^乎治賜^比諸賜^敷。是者関^母威^敷近江大津宮御宇大倭根子天皇^乃、与天地共長与日月共遠不改常典^止立賜^比敷賜^留法^乎受被賜坐而、行賜事^止衆被賜而、恐^美仕奉^利久^止留^留詔命^乎衆聞宣。

と弁明しなくてはならなかった。

「是者」が「授賜而」かまたは「並坐而此天下^乎治賜^比諸賜^敷」のどちらを指すのか、あるいは両者を指すのか、的確な解釈はまだ見当たらない。いずれにせよ、文武天皇の遺詔によって異例の即位をする元明天皇にとっては、遺詔した文武天皇の即位が違法なものであれば、遺詔そのものが無効になるから、弁明の必要を感じたのであろう。文武天皇の即位が異例のもので、この時期にも不満を持つものがあつたことを示していると思われる。

ここに初めて現われる「近江大津宮御宇大倭根子天皇^乃与天地共長与日月共遠不改常典」は「不改常典」と略されて通用しているが、これを皇位継承法とする見解が通説である。しかし、「不改常典」を皇位継承法とするならば、法の内容を復元するべきであるが、その努力が欠如してい

る。文武天皇の即位が「不改常典」に適合するというならば、舒明天皇や孝謙天皇のように、即位しない皇子の子や孫、天皇の孫や曾孫の即位を認めていたのであろうか。女帝に関する規定もあつたのであろうか。少なくとも、継承順位の規定がなくては、継承法とは云えなからう。

岸俊男氏は、元正太上天皇の崩御に際して嚴戒の措置が採られたのは、皇太子の地位の不安定によるとしておられる。しかし、元明天皇と元正天皇の二代にわたる異例の即位による皇位を、さらに確保して聖武天皇に伝えることに不安があつたとも考えられよう。

八 太上天皇の推移

持統天皇は、大宝元年（七〇一）に皇子聖武天皇が誕生したのを見て、翌年崩御している。文武天皇が二十五歳で早世したことまで予想していたとは思えない。文武天皇がその後三十年在世していれば、聖武天皇は無事即位できたはずである。再び女帝の即位を挟んで、聖武天皇を即位させることになるとは考えられなかつたであらう。

しかし、慶雲三年（七〇六）六月、二十四歳にすぎない

文武天皇の発病は、新たな問題を生じた。唯一の皇子聖武天皇は僅かに六歳である。元明天皇即位詔によると、このとき文武天皇は母親の元明天皇に譲位の意向を伝えたが、元明天皇は辞退している。元明天皇は、その後文武天皇の遺詔によって即位するから、この辞退は元明天皇の能力不足によるとは云えない。譲位して太上天皇となる文武天皇が、母親の天皇に対して主となるのを避けたのと、元明天皇に即位の資格がなかつたためと考えられる。

慶雲四年（七〇七）四月庚辰（十三日）に、日並知皇子すなわち草壁皇太子の忌日が国忌とされて、天皇・皇后と等しい祭祀を受けることになり、元明天皇は皇太后に匹敵する身位を得たことになった。その直後、同月壬午（十五日）には、藤原不比等に二千戸の食封が与えられたのは周知のことであるが、その後に「親王」下四位已上及内親王・諸王・嬪・命婦」にも食封が益されたとある記事は問題にされていない。これも元明天皇の即位を容易にする方策であると考えられる。文武天皇が回復して、在世すれば問題はなくなくなる。もし崩御に到っても、元明天皇と幼年の聖武天皇の關係は祖母と孫であるから、持統天皇と文武天皇の關係を前例として、元明天皇が即位することを予定した方

策であろう。さらに、文武天皇の遺詔は、元明天皇の資格を重ねて裏付けする意味もあったと思われる。

慶雲四年（七〇七）六月に文武天皇が崩御して、翌月元明天皇が即位した。持統天皇が創始した太上天皇は、前例を拡大解釈した形で継続された。元正天皇の即位は、元明天皇の即位に増して異例である。皇后はもとより、皇太妃でもなかった元正天皇の即位は、素直に受け入れられたとは思われない。

元正天皇は、幼時から特殊な人物とされていたようである。すでに僅三歳のか天武十一年（六八二）に元正天皇（日高皇女・新家皇女）の病の為に太赦が行なわれ、成年に達しても独身を保っていた。和銅七年（七一四）正月に食封一千戸が与えられ、翌八年（七一一）正月には、知太政官事穗積親王とともに、それまでに行なわれなかった一品が叙位された。これは、皇太子聖武天皇が始めて元日の拝朝をしたとき、慶雲が出現した瑞祥を祝って行なわれ、時に元正天皇は三十六歳、前年に一千戸の食封が賜与されている。穂積親王が知太政官事に相応しい人物であるとともに、元正天皇が他に比類がなく天皇に相応しい女性であると宣言する意味を持つと考えられる叙位である。

聖武天皇は、和銅七年（七一一）六月に十四歳で立太子し元服した。父の文武天皇は十五歳で即位しているが、早世した凶例として、即位を遅らせたのであろうか。翌靈龜元年（七一一）八月に靈龜が出現した直後、九月一日に元明天皇は元正天皇に譲位し、和銅七年を靈龜元年と改元した。これ以後、宝龜元年（七七〇）の光仁天皇即位まで、即位と立太子は、祥瑞出現に応じて行なわれている。これも、異例の即位や立太子を合理化するためのことと考えられる。

草壁皇太子の血統を引く人物に皇位を伝えようとするために、異例の立太子や即位が続けられたが、偶然の事態の発生によって、新たな方策が採られていた。その結果、一応の慣例が成立していると見受けられる。

持統天皇は持統十一年（六九七）二月に文武天皇を皇太子に立て、半年足らずの八月に譲位している。これが先例となったのか、太上天皇が崩御して葬儀や服喪の期間が過ぎると、天皇はあまり間を置かず皇太子に譲位する慣例ができた。

元正天皇は、元明太上天皇が養老五年（七二二）十二月に崩御すると、満三年余後の神龜元年（七二四）二月に譲

位した。聖武天皇は、天平二十年（七四八）四月に元正太上天皇が崩御すると、翌天平勝宝元年七月に讓位した。さらに、聖武太上天皇が天平勝宝八歳（七五六）に崩御すると、廢太子と橘奈良麻呂の変を挟むが、孝謙天皇は天平宝字二年（七五八）に讓位している。全て三年以内の讓位である。

また、天平十七年（七四五）九月に聖武天皇が難波宮で発病して危篤に陥り、月末に平城京に帰還できるまでに回復した。天平十九年（七四七）の元日にも廢朝し、賜宴は行なわれたが、「寢膳違和、延経歲月。」との理由で大赦を行なっている。この時、聖武天皇は四十七歳、在位二十四年に及び、孝謙天皇も三十歳で立太子の後十年になるから、讓位があってもよいと思われる。しかし、聖武天皇の讓位は、元正太上天皇の封後にならないと行なわれていない。これは太上が複数になることから、混乱が生じるのを避けているためと考えられる。奈良時代には、二代の太上天皇が併存することはなかった。

天平宝字八年（七六四）十月壬申（九日）に孝謙太上天皇が淳仁天皇を廢位した直後、丁丑（十四日）に発した連続する詔には、

詔曰。諸奉侍上中下乃人等、念良末、国乃鎮方皇太子乎置定之。心毛安久於多比仁在止、常人乃念云所仁在。然今乃間此太子乎定不賜在故方、人乃能介武念天定流必能毛不在。天乃不授所乎得天在人方、受天全久坐物毛不在、後仁壞。故是以天念方、人乃授尔依毛不得、力乎以天競倍物毛不在。猶天乃由流授倍人方在良奉念天定不賜授仁。此天津日嗣位乎朕一利貪後乃繼乎不定方止不在。今乃紀間方念見定仁年天乃授賜武所方漸漸現止念天奉定不賜勅御命乎、諸聞食止勅。復勅久。人人己比較此人乎立天我功成止念天君位乎謀、窃仁心乎通天人乎伊佐奈比己止莫。己之可不成事乎謀止先祖乃門毛滅繼毛絶。自今以後方仁明仁貞敏心乎以天可仁久仁止念佐多事穿之教賜乃末仁奉侍止勅御命乎、諸聞食止勅。

とあって、「国の鎮めと皇太子を置き定てし心も安くおだひに在と」として、皇太子決定が人心の安定を招くとして
天平十年（七三八）正月の孝謙天皇立太子にも、信濃国から献上された神馬の瑞祥が伴っている。女性の立太子も異例であるが、この時には、安積親王が十一歳で、即位までに約二十年を要し、聖武天皇の後に女帝が必要であると考えて、即位を予定する女性孝謙天皇を皇太子としたと考

えられる。この後に光明皇后に男子の誕生を期待していても、また藤原武智麻呂の娘南夫人、藤原房前の娘北夫人に期待していたとしても差支えない。安積親王の即位の可能性を否定する見解があるが、その時期に聖武天皇唯一の皇子が安積親王であったとすれば、その即位を否定する根拠に欠けよう。

孝謙天皇の立太子は、元正天皇を前例として、独身の皇女の即位が可能として行なわれたのであろう。しかし、異例であるかぎり補強の必要がある。『続日本紀』天平十五年（七四三）五月辛丑（五日）条には、皇太子孝謙天皇が五節の舞を舞い、聖武天皇は皇太子が礼と楽を修めたことを確認してほしいと元正太上天皇に奏上し、元正太上天皇が舞は遊事ではなく君臣・祖子の理を示すものとして、祝賀の和歌を添えて詔報したとある。孝謙天皇が天皇となる資格を備えていると、聖武天皇と天正太上天皇がともに確認した儀礼である。

しかし、天平十七年（七四五）九月に難波宮で聖武天皇が重態に陥ったときに、橘奈良麻呂が、

陛下枕席不安、殆至大漸。然猶無立皇嗣。恐有變乎。

と佐伯全成に告げたと、天平宝字元年（七五七）七月庚戌

条に見える。天平十七年（七四五）には孝謙天皇が皇太子であるのに、「皇嗣」がないというのは不審であると云われるが、前年に安積親王が突然に薨去しているので、聖武天皇の崩後に皇太子孝謙天皇が即位するとしても、その後の男子の後継者が不明であると云う意味と解することができる。

このように女帝はそれ自身で完結する存在ではなく、正式に皇太子になっていなくても、男子の後継者が想定されなくては、不安定な政情が生まれる事を示している。淳仁天皇の廢位に伴って、皇族や貴族も孝謙太上天皇の後継者を推測もできない状況にあった。これにつづく天平宝字八年（七六四）十月丁丑詔では、孝謙天皇は前半の詔に皇位を独占するのではなく天意に添う人物の出現を待つと述べ、後半の詔では皇太子推載の動きに警告している。

この時の孝謙太上天皇の身位は、太上天皇か重祚した天皇か、翌年の大嘗祭までは明瞭ではないが、皇太子を選定すれば、天皇または太上天皇が空位であるから、早い時期に皇太子の即位が要望されよう。この場合、聖武天皇の皇子を即位させるために独身を通してきた孝謙太上天皇は、淳仁天皇との対立と藤原仲麻呂の乱を経験してその再現を

恐れるとともに、後に道鏡に讓位しようとしたように、後継者選定の基準すら見失っていたのではあるまいか。

孝謙上上天皇はその後も立太子をせず、翌天平神護元年（七六五）三月に、再び皇太子擁立運動に警告するとともに、淳仁天皇復辟の動きを禁じている。淳仁天皇が天皇として不適格でないとするものもあって、孝謙天皇の態度に不満があったことを示している。

同年十一月に重祚による大嘗祭が行なわれる。その後も称徳天皇は、先に祥瑞により天意に適う人物を皇太子を決定するといいつながら、天平神護二年（七六六）十月には舍利出現があり、神護景雲元年（七六七）六月十七日・七月十日・七月二三日の瑞雲出現により改元しながらも、皇太子を決めようとしていない。神護景雲三年（七六九）九月に、和氣清麻呂の神託報告により道鏡への讓位が挫折した直後の十月乙未朔に、天正天皇と聖武天皇の遺言を引用して自己への忠誠を要求し、みたび皇太子擁立に警告した。

九 太上天皇の変化

『続日本紀』宝龜元年（七七〇）八月癸巳条には、

八月癸巳。天皇崩于西宮寢殿。春秋五十三。左大臣從一位藤原朝臣永手・右大臣從二位吉備朝臣真備・參議兵部卿從三位藤原朝臣宿奈麻呂・參議民部卿從三位藤原朝臣繩麻呂・參議式部卿從三位石上朝臣宅嗣・近衛大將從三位藤原朝臣藏下麻呂等、定策禁中、立諱為皇太子。左大臣從一位藤原朝臣永手受遺宣曰。今詔久。事卒然^尔有依^天、諸臣等議^天、白壁王^能諸王^能中^仁年齒^毛長^利。又先帝^乃功^毛在故^仁太子^止、奏^流麻^尔麻^尔定給^止勅^布。此^久宣。遣使固守三閔。（下略）

とある。称徳天皇が遺詔したというのを疑うこともできるが、とにかく右大臣以下の合議の結果が実行されている。皇位が臣下によって決定されたのも、皇太子を立てなかった結果の異例である。十月己丑朔の光仁天皇即位詔には、白龜二頭の出現の祥瑞が記され、改元されている。翌十一月には井上内親王を皇后に立て、宝龜二年（七七一）正月には井上内親王所生の他戸親王を皇太子に立てた。

井上皇后は、宝龜三年（七七二）三月に、巫蠱に坐して廃せられ、五月に他戸親王も謀反大逆の人の子を皇太子としておけないとして廃せられた。宝龜四年（七七三）正月に三七歳の桓武天皇（山部親王）を皇太子に立てた。この

年の十月丙辰（十七日）に、光仁天皇の姉二品難破内親王が薨去したが、辛酉（十九日）に井上内親王が難破内親王を厭魅したとして、他戸王とともに大和国宇智郡の没官の宅に幽閉され、宝龜六年（七七五）四月母子は同日に卒した。この巫蠱・厭魅と廃皇后・廃太子は、桓武天皇を即位させる陰謀により、同日の死亡も暗殺ではないかとする説もある。

しかし、光仁天皇は即位の年に六十三歳で、称徳天皇よりも十歳の年長であった。遺詔に述べられた選定理由の他にも、聖武天皇の皇女井上内親王を妃としていたことも考慮されたと思われる。光仁天皇は即位時にすでに老齢であったが、在位十二年七十三歳でこの年十二月に崩御する天応元年（七八一）四月まで讓位せず、八十年近く行なわれてきた持統天皇に始まる太上天皇と天皇の併存を実行しなかった。

他戸親王の年令は明らかではないが、母親の井上内親王の立場に立つと、太上天皇が不在であるから、持統天皇以来の慣行に従って高齢の光仁天皇が早期に讓位し、他戸親王の即位が実現するよう望んだとしても不思議ではない。讓位の意志がない光仁天皇との間に意見の齟齬が生じて、

井上内親王が巫蠱・厭魅を行うに至ったのであろうと考え、て差支えなからう。

同様な例は、桓武天皇の時期にも見受けられる。桓武天皇は四十五歳の天応元年（七八一）四月辛卯（三日）に、光仁天皇の讓位を受けて即位し、翌日弟で三十二歳の早良親王を皇太子とした。後の平城天皇がまだ八歳であったためであろうが、早良親王の廃太子が天智天皇陵・聖武天皇陵・光仁天皇陵に報告されているから、光仁天皇の意志によるのかも知れない。同月壬寅（十四日）の即位詔には、天応改元の美雲出現の大瑞に触れるところはない。

皇太子となった早良親王は、出家して東大寺や大安寺にいて親王禪師といわれたから、光仁天皇即位の後還俗したらしい。延暦四年（七八五）九月乙卯（二三日）に藤原種継の暗殺があり、早良親王に関係する造東大寺司と春宮坊の官人や大伴・佐伯両氏の多くが犯人とされた。『日本紀略』によると、この暗殺は早良親王に進言して行なわれ、早良親王は即日乙訓寺に置かれて絶食し、十余日後に船で淡路に移送される途中、高瀬橋辺で死亡した。

この事件も、皇太子の地位の不安定と大伴・佐伯両氏を陥れる陰謀とも云われている。しかし、春宮大夫大伴家持

以下、春宮坊や造東大寺司の官人など早良親王に關係する一味が、桓武天皇の讓位による早良親王の早期の即位によって、利益に預かるうとして起こしたとしてよからう。桓武天皇は光仁天皇以上に讓位の意志がなく、大同元年（八〇六）の崩御まで在位を続けていた。

このように見ると、皇太子の身位が不動のものであったとは云えないにしても、廢太子の理由を他に求める余地がある。道祖王が人格の欠如として廢されたのと、皇太子の周辺が、持統天皇以来の例に倣い、天皇の讓位と皇太子の即位が早期に行なわれることを望んで引き起こしたものとに區別できる。持統天皇以来の異例の皇位繼承は、それなりに慣例とされていたが、光仁天皇・桓武天皇と二代に涉って、その慣例に従う意志はなかった。

しかし、平城天皇は十二歳で即位して、大同元年（八〇六）に三十三歳で即位するが、大同四年（八〇九）に風病を理由に弟の嵯峨天皇に讓位している。しかも、その後平城に移って「二所朝廷」を出現させているのは、持統天皇以来の権能を保持する太上天皇の姿と変わりが無い。

弘仁元年（八一〇）の薬子の乱の後になっても、嵯峨天皇は平城太上天皇を追求しなかったと、春名氏は指摘して

おられる。これは元明天皇が、即位の遺詔を受けた文武天皇即位の正当性を即位詔で弁明したのと同様に、平城太上天皇の身位に問題があれば、嵯峨天皇自身の即位の正当性が失われるためであるとも考えられる。

薬子の乱を境にして平城太上天皇の權威が損なわれたのに伴い、太上天皇が統治に関与しなくなり、春名・橋本両氏の指摘のような太上天皇の性格の変化が本格的になったのであろう。太上天皇が主として権能を保有し、天皇がこれに副うという奈良時代の慣例から、讓位とともに権能をも委讓し、「太上天皇」の尊号を受けて「臣」と称し、後院に移り乗輿を辞退して、天皇大権の委讓を明確にしている。ここに平城太上天皇と嵯峨太上天皇、嵯峨太上天皇と淳和太上天皇と、二代の太上天皇の併存が可能となった。

十 結

持統天皇から桓武天皇に至る皇位の繼承は、結果から見ると、男子の誕生が少なくまた成年に達しないことが多い家系に限ろうとして生じた異例の連続である。政治情勢もその影響を受けて混乱した。そのなかで生まれた太上天皇

は、葉子の乱を契機として性格が大きく変化し、天皇大権委譲して尊号となり、最後は光格太上天皇に至った。しかし、太上天皇が天皇に「臣」と称するのは、国家的の名分による礼であって、家父長権をも失うものではないのは当然である。

奈良時代についても、拙稿は現象面の考察におわって、「不改常典」の内容をはじめとして、個別の太上天皇についても検討するべきことを多く遺している。しかし、奈良時代の太上天皇の概観を通じ、天皇の性格を理解するうえに何程かを付加えたとされることを希望して、今後の検討を待ちたい。

注

(1) 岸俊男「元明太上天皇の崩御―八世紀における皇権の所在―」『日本古代政治史研究』塙書房) 一九六六年。

(2) 春名宏昭「太上天皇制の成立」『史学雑誌』第九九編第二号) 一九九〇年。

橋本義則「古代御輿考」(上橋手雅敬監修 井上満郎・杉橋隆夫集『古代・中世の政治と文化』思文閣出版) 一九九四年。

(3) 『続日本紀宣命 校本・総索引』(吉川弘文館) 一九八二年。

一一・五一頁。

(4) 『続日本紀 二 新日本古典文学大系』(岩波書店) 一九九〇年。一四〇頁・『同 三』四〇八頁。

(5) 金子武雄『続日本紀宣命講』(東京図書出版株式会社) 一九四一年。八五・二四二頁。

(6) 直木孝次郎他訳注『続日本紀 3 東洋文庫 524』(平凡社) 一九九〇年。九三頁。

(7) 宇治谷孟『続日本紀(中) 全現代語訳 講談社学術文庫 1031』(講談社) 一九九二年。二八三頁。

(8) 村井康彦「王権の授受―不改常典をめぐる―」(国際日本文化研究センター紀要『日本研究』第1集) 一九九〇年。